

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2016. 11 No. 303

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 10月より106万円の壁が登場
- II. 固定資産税の課税明細書から読み取れるもの
- III. 実績検討会の開催のススメ
- § なにわマーケティング大学2016のお知らせ

[今月のトピックス]

- ・地方税情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 10月より106万円の壁が登場

—働き方に変化が起こる！？—

多くの人がパートで仕事をするときには気を付けているのは、年収が103万円を超えないこと、または130万円を超えないことだと思います。しかし、2016年10月からは、130万円の壁が引き下げられ、106万円になります。これによって今まで扶養として働いてきたのに扶養に入れなくなるという人が出て来ますので、注意が必要です。

■「103万円の壁」と「130万円の壁」

扶養の範囲内で仕事をするときには、2つの壁が存在します。

1. 103万円の壁

103万円の壁は「税金の壁」といわれており、年収が103万円以下であれば、所得税がかかりません。

所得税の計算時には、支払われた金額から基礎控除の38万円と給与所得控除（最低65万円）、合計103万円が差し引かれ、残った金額に課税されることになるので、年収103万円未満の場合は課税されません。複数の勤務先がある場合は合算した金額となります。

2. 130万円の壁

130万円の壁は「社会保険の壁」といわれており、年収が130万円を超えてしまうと、たとえパートであっても社会保険に加入する必要があるが出てきます。つまり社会保険料の支払いが発生し、夫の扶養から外れなければならなくなります。

130万円未満であれば、健康保険料の支払い負担もなく、また国民年金では第3号被保険者となりま

すので、こちらでも保険料の負担をしなくても、老齢年金を受け取れます。

さらに、130 万円の壁を越えてしまうと、年収は増えるのに社会保険料の負担がかかりますので、夫婦の総手取り額が減ることになります。これを避けるために、130 万円を超えないように働いている方も多いと思います。

■新たな 106 万円の壁

現在はパートでも週 30 時間労働をされている方は厚生年金に加入することになっていますが、2016 年の 10 月からは以下のような条件に変更になります。

【2016 年 10 月施行の社会保険適用対象】

1. 勤務時間が週 20 時間以上
2. 1 カ月の賃金が 8.8 万円（年収 106 万円）以上
3. 勤務期間が 1 年以上見込み
4. 勤務先が従業員 501 人以上の企業
5. 学生は対象外

この基準を全て満たす場合は、厚生年金へ加入することになります。「130 万円の壁」ではなくなり、新たに「106 万円の壁」になる人が出てきます。大規模企業でパートをしている方は注意が必要です。

複数の壁が存在し、パート勤務をしていた方々にとっては新たに「106 万円の壁」が立ち上がることとなります。現状では条件を満たしたパートさんのみへの適用とされていますが、健康保険や年金保険の担い手を増やすためにも、扶養されるより働くことを選ぶことを推進するための制度改革ですので、今後適用範囲が広がる可能性もあります。

新たな壁の出現が、共通の影響を与えることはないので、何を優先するのか様々な条件を考えた上で働き方を決めて頂ければと思います。

Ⅱ . 固定資産税の課税明細書から読み取れるもの

——土地活用、相続対策を考えましょう——

■最初に

納付すべき税額がもっぱら租税行政庁の処分によって確定するような課税方式を賦課税方式といい、固定資産税等がそれにあたります。故に、行政庁が限られた時間内に評価替えを行うため、固定資産税の価格が適正でなかったり、軽減措置が適用されていなかったりする事例があります。今回は、固定資産税の課税明細書を再チェックすることで、土地活用や相続対策も見えてくるという観点からお話しさせていただきたいと思います。

■相続税対策を検討する時には

土地と建物の所有者が異なる場合、1. 借地権の有無、2. 税務上の各種届け出書（土地の無償返還に関する届出書や相当の地代の改定方法に関する届出書等）の提出の有無、3. 地代の支払いの有無等を確認する必要があります。相続税対策をする場合、住宅地図、公図、地積測量図、登記事項証明書、路線価図等は、ほとんどインターネットで入手することができますが、それらを手入れし、固定資産税の課税明細書と併せて、基本情報を確認しましょう。そこで、固定資産税の課税明細書から、固定資産税の価格の見直しの着眼点や課税明細書のどこを確認すればよいか解説します。

■固定資産税（土地）の価格の見直しの着眼点

1. 地価の水準から検証する

検証する土地の1㎡当たりの相続税評価を求め、その価額の87.5%（ $70 \div 80$ ）が、1㎡当たりの固定資産税評価額の目安となります。その目安を大きく逸脱している場合は、個別にその事情について検証しましょう。

2. 固定資産税の路線価から検証する

国税庁が毎年7月1日に公表する相続税の路線価と固定資産税を評価するための固定資産税の路線価を確認し、固定資産税の評価額の算出において、各種補正等が行われているかを確認します。画地の位置、状況に応じて補正等を行うことができ、補正すべき項目については、相続税評価額を求める場合とほぼ同様です。

3. 土地の利用状況の確認

土地の利用状況に変更があるときは税額が変更になる場合があります。新たに住宅用地として使用することになった場合は「固定資産税に係る住宅用地の申告書」を提出する必要があります。提出を忘れてしまうと、特例適用がないまま課税されることがあります。

■固定資産税の課税明細書から土地の利用と所有状況を確認する

固定資産税の課税明細書を確認すれば、未利用地や老朽化した建物の建て替えなど有効活用を検討する資料になります。土地と建物の所有関係は土地と建物所在地を突合することで、どの土地の上に建物が立っていることを確認することができます。また、課税明細書に「小規模、住宅」として表示されていると、宅地が住宅用地として、固定資産税及び都市計画税が軽減されていることがわかります。



地方税情報コーナー

■宿泊税について

大阪府・大阪市では、平成29年1月1日から法定外目的税として宿泊税が導入されます。宿泊税は、

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当されます。納税者は、大阪府内のホテル又は旅館における宿泊者です。税率は、宿泊料金（1人1泊）に対し、税率は右の通りとなります。10,000円未満は課税されません。10,000円以上15,000円未満は100円、15,000円以上20,000円未満は200円、20,000円以上は300円となります。ホテル又は旅館の宿泊施設の経営者が徴収し、納入します。

Ⅲ.実績検討会の開催のススメ

—開催のメリットと実施のポイントについて—

月次決算をもとにした実績検討会の役割は、会社の業績を計画通りに実現することにあります。P(計画)→D(実施)→C(評価)→A(対策)のサイクルを回すことにより経営上の問題点を把握し、的確な対策を立てていくことが目的です。経営活動の結果は会計情報という数字で表されます。しかし、その裏には必ず原因となった人や業務の働きがあります。実績検討会ではその原因となった人や業務について対策をうち、数字の改善につなげます。単なる過去の実績や責任追及だけでなく、将来に向けた行動を確認します。今月号では、「実績検討会の開催のメリット」と「実施のポイント」について今一度、振り返りたいと思います。

■実績検討会の開催のメリット

1. 業績を共有することができる

計画を絵に書いた餅にしないために、あらゆる観点から数字でつかまえましょう。また、経営者、管理者はもちろん、全社員が自分たちの計画を理解し、取り組むことによって業績を共有することができます。計画が達成できなかった場合は、各人がその原因を検証し、次はそれが起こらないように改善することで達成に近づくことができます。

2. 目標の必要性を共有することができる

何が自社の最も基本的な努力の成果を反映する数字かを見極め、それを行動の指針とします。やみくもに仕事をしてもどれくらいまでやればいいのか、この程度で満足していいのかがわかりません。継続的に成長するためには、高い目標をかかげ、その目標に向かって努力する組織をつくります。目標値から逆算して、今、何をしなければいけないかを考えます。現在を一步一步努力して積み重ねることが成長の鍵になります。これを伝える現場が実績検討会と考えると良いでしょう。

3. 対策を経営者層で考えることができる

経営者1人ではなく、経営幹部が月次損益の結果を理解し、自社の現状を理解することができるように

なります。予算と実績の差異が生じたときに、なぜそのような差異が生じたのかを経営者層で考えてみます。そして数字の背後に読み取れる問題点に対して対策をうつのです。中小企業でも伸びていく企業では、必ずと言っていいほど社長と価値観を同じくし、社長の意思を汲んで経営にあたる経営幹部が育っているものです。実績検討会を通じて、経営者が現場を任せることができる人材が育ちます。

■実施のポイント

1. 変動損益計算書を作成する

予算実績の検討会で使用される様式が通常の損益計算書である場合は少し問題があります。費用には売上の増減に合わせて増減する「変動費」と売上の増減に関わらず発生する「固定費」があります。その結果、売上総利益率の変化が経営努力によるものなのか、単純に製造数量の違いによるものなのか見分けがつかないのです。ですから、実績検討会や予算には変動損益計算書を使います。着眼点は、売上高、限界利益率、固定費の3つです。

2. 予算実績対比表を作成する

変動損益計算書の様式で、予算や前年に対する差異、達成率を把握します。自社独自の様式を工夫すると良いでしょう。単月だけではなく、期がスタートしてからの累計のデータも同様に示すことで今月までの予算の達成状況を把握することができます。

3. 実績検討会を開催する

有効な検討会とするため、検討会のルールを決めましょう。メンバーの発言を引き出すために、責任者は極力意見を差し控え、価値観や方針共有、方向あわせに注力してください。前回議事録の確認では、前回の記録担当者が前回の決定事項を確実に実行されているかを確認し、できていなければ、議題に追加します。検討会の最後には、当日の記録担当者が本日の決定事項を再確認します。前回の振り返りと、今回の決定事項の確認をしっかりとやることで検討会が活性化します。最後は全員が起立し「ありがとうございました」と挨拶をして検討会を終了します。規律あり、価値のある検討会を行いましょ。



厚生労働省情報コーナー

■技能検定について

技能検定とは、働く上で身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で127職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。また、若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効な点や、企業内に能力評価制度がなくても技能検定活用により代用できる点など、主に人事面での副次的なメリットもあります。是非、技能検定を自社の人材育成や人事評価に活用してみたいかがでしょうか。



今月のブックマーク

今月の厚生労働省情報コーナーでは、技能検定について取りあげました。技能検定制度等に係るポータルサイトとして、「技のとびら」がございます。こちらでは、技能検定実施日程や技能検定の実施内容などの基本的な情報が掲載されている他、技能士活用事例集など実践的な情報も豊富に提供されています。技能検定の活用にご興味のある方は、是非一度ご覧くださいませ。

「技のとびら」(中央職業能力開発協会・厚生労働省)

<http://www.waza.javada.or.jp/>

経営者向け“学びの場” のご紹介

「なにわマーケティング大学 2016」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成 23 年度より開講し、6 年目となる講座が本年度も 7 月より開講しています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいはいかがでしょうか。

(5つの講座から自由に選択可)

- | | | |
|-------|-----------------|--------------------|
| 【講座名】 | ・売れるマーケティング発想講座 | ・売れるブランディング講座 |
| | ・売れるプライス戦略講座 | ・売れる Web マーケティング講座 |
| | ・売れる販促広報実践講座 | |

【対 象】 経営者・経営幹部 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9504

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐